平成２４年（フ）第１８号
鳥取県米子市昭和町30番地１
債務者　幅田　明夫
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１９号
鳥取県米子市昭和町30番地１
債務者　幅田　浩子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３２７号
福岡県うきは市浮羽町西隈上101番地２　西隈上団地401号
債務者　宮崎　直子（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５号
福岡県久留米市津福今町543番地１
債務者　嶋村　昭男
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県大川市大字上白垣282番地２
債務者　永田　辰治
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
大分県中津市大字永添2765番地66　上ノ原アパート８号
債務者　横山　貞徳
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６２号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山1692番地２
債務者　栗屋　　悟
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１６３号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山1692番地２
債務者　栗屋　昭子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１号
鹿児島県奄美市名瀬仲勝町６番地18
債務者　平田　美和
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１０号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地773
債務者　菊池のぞみ（旧姓倉澤）
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５１号
福井県敦賀市三島38号２番地の６　三島町３丁目
債務者　冨永　昌志
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２４２号
広島県福山市田尻町1525番地１
債務者　富田　裕康
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２７５号
広島県福山市曙町３丁目28番12―405号　岡マンションＡ
債務者　河端　裕二
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１号
熊本県玉名市中2003番地
債務者　東　　芳雄
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３４３号
青森県上北郡野辺地町字鳴沢63番地18
債務者　山家　光雄
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
広島県福山市西新涯町２丁目22番52―405号
債務者　竹内　吾郎
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７号
熊本県菊池市泗水町永834番地４グループホームはるる、住民票上の住所熊本県阿蘇市黒川43番地
債務者　土井　真司
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６７７号
栃木県宇都宮市下栗町772番地65
債務者　螺良　保宏
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係